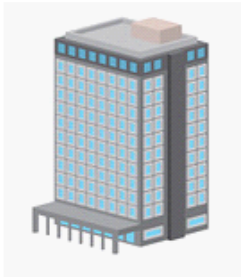


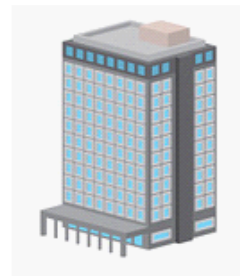
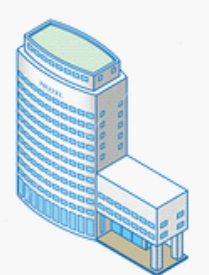
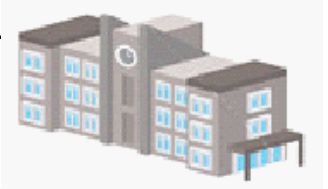
特定既存耐震不適格建築物

「特定既存耐震不適格建築物」には、第1号、第2号、第3号の3種類あります。

建物種別：第1号

昭和56年5月31日以前に建築された「多数の者が利用する建築物」で下記の用途かつその用途に供する建築物の規模により分類されています。

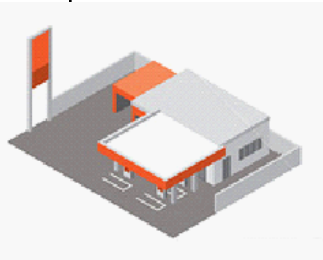
用 途		規 模
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 床面積500㎡以上
小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
学校	第2号以外の学校(高等学校、大学、短期大学、各種学校など)	    
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る) ※住宅としても対象建築物に位置づけている		
事務所		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上



建物種別：第2号

昭和56年5月31日以前に建築された下表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物です。

危険物の種類	危険物の数量
一 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 5 万個 500 km 2 t 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t
四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³
五 マッチ	300 マッチトン
六 燃性ガス（七及び八を除く。）	2 万m ³
七 圧縮ガス	20 万m ³
八 液化ガス	2,000 t
九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 t
十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 t



建物種別：第3号

昭和56年5月31日以前に建築された、緊急交通路沿道の建築物で、倒壊すると道路を閉塞する可能性があるものが対象となります。基準は下図の通りです。

